

議員提出議案第 2 号

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川 隆夫

西 聖一

城下 広作

内野 幸雲

繙 方 勇二

熊本県議会議長 山口 裕様

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）、第17条第2項第1号アの改正規定、第18条第1項の改正規定及び第48条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分を除く。）及び第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分を除く。）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。